

令和8年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	<p>仕様書：業務委託の内容 5—(3)介護の仕事に関する案内」において、「受講者を対象に、介護サービス事業所等への就職に関する情報提供を行うこと。」とあり、昨年度も同じ質問をしたところ、県からは「受託者が作成したリーフレット等をメールにて周知することは可能と考えております。」とご回答をいただきましたが、今年度は第1回目の周知として事業そのものの告知。第2回は受講者のボランティアの受入れについて、周知をお願いした場合、このように複数回の告知をお願いすることは可能でしょうか。</p>	<p>複数回の告知をすることは可能です。令和7年度と同様に、事業所に対する本事業への協力要請の告知については、受託事業者が作成したリーフレット等をメールにて周知することは可能と考えております。</p>
2	<p>仕様書7(1)に記載されている「地元の介護事業所と受講者がつながる機会となるように配慮すること。」あり、このことについて実際の事業所でのボランティア体験や見学等の実施を想定しております。その際、受講生(高校生)の施設までの移動交通費について、仕様書7(2)の「受講者に一切負担させないこと」とありますが、高校生へ現金を直接支給することは管理上適切ではないと考えております。つきましては、受講生の移動手段として以下のいずれかの方法をとる場合、その費用を本事業の経費(「旅費」や「借料及び損料」等)として計上することは可能でしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移動用車両の借上げ(立替払い)：弊社からタクシー会社やバス会社等に直接代金を支払う、または車両を借り上げる方法。 2. 交通チケットの現物支給：弊社で公共交通機関の回数券や乗車チケットを事前購入し、受講生に現物として配布する方法。 <p>上記に関連し、実地でのボランティア体験等が昼食の時間をまたぐ日程となった場合、受講生(高校生)に昼食の準備を強いる等の負担をかけないよう、弊社で用意したお弁当を無償で支給することを検討しております。このお弁当代について、受講者の負担軽減を目的とした本事業の経費(「消耗品費」等)として計上することは可能でしょうか。</p>	<p>受講生の移動手段について、仕様書7(2)のとおり、施設(会場)までの交通費は受講者の負担となります。HPで公開している仕様書に誤りがありましたのでご確認をお願いします。</p> <p>また、受講生(高校生)のお弁当無償について、仕様書6にあるとおり、高校生だけでなく地域住民も対象となりますので公平性の観点からもご注意ください。弁当支給による参加者増など費用対効果を踏まえて、経費(需用費)として計上することは可能です。実施については、提案を勘案して検討いたします。</p>